

嘉麻市消防団員活動時の服装

令和7年4月1日現在

| | 出動等名 | 階 級 | 服 装 | 備 考 |
|----------------|--------------------------|-------------------------------------|---|--|
| 1 火災出動 | 正副団長 分団長・分隊長 部長・筒先 | 正副団長 | 防火衣、江戸腹、乙号下、ヘルメット(しころつき)、ゴム長靴、革手袋、黒チョッキ | オレンジ反射シート付編上靴は可 夜間及び夏季はヘッドライト付きのヘルメット着用 |
| | | 分団長・分隊長 | 防火衣、江戸腹、乙号下、ヘルメット(しころつき)、ゴム長靴、革手袋、階級腕章 | オレンジ反射シート付編上靴は可 夜間及び夏季はヘッドライト付きのヘルメット着用 |
| | | 部長・筒先 | 防火衣、江戸腹、乙号下、ヘルメット(しころつき)、ゴム長靴、革手袋 | オレンジ反射シート付編上靴は可 夜間及び夏季はヘッドライト付きのヘルメット着用 |
| | 班長・団員 | 乙号(団服一式)、ヘルメット、ゴム長靴、革手袋 | 夏季は部長以上も同様 オレンジ反射シート付編上靴は可 | |
| 2 水防出動 | 正副団長 | 活動服、ヘルメット、編上靴、革手袋、黒チョッキ | | |
| | 分団長以下 | 活動服、ヘルメット、編上靴、革手袋 | | |
| 3 捜索活動 | 正副団長 | 活動服、ヘルメット、編上靴、革手袋、黒チョッキ | 団長指示でアポロキャップへ変更可 | |
| | 分団長以下 | 活動服、ヘルメット、編上靴、革手袋 | | |
| 4 定例訓練 | 全団員 | 活動服、ヘルメット、編上靴、革手袋 | 分団長又は分隊長指示でゴム長靴へ変更可 | |
| 5 防災訓練 水防訓練 | 正副団長 | 活動服、ヘルメット、編上靴、革手袋、黒チョッキ | 団長指示でゴム長靴へ変更可 | |
| | 分団長以下 | 活動服、ヘルメット、編上靴、革手袋 | | |
| 6 訓練等参観 | 正副団長 | 活動服、アポロキャップ、編上靴、黒チョッキ | 団長指示で運動靴へ変更可 | |
| | 分団長 | 活動服、アポロキャップ、編上靴 | | |
| 7 本部会議 | 分隊長以上 | 活動服、アポロキャップ、運動靴 | | |
| | 分団長以上 | 盛夏服、黒色又は紺色のスラックス、制帽、黒短靴 | 6~9月の期間限定 | |
| 8 広報活動 | 全団員 | 活動服、アポロキャップ、運動靴 | 火災予防運動や展示など | |
| 9 パレード | 全団員 | 活動服、アポロキャップ、編上靴 | | |
| 10 夜警巡回 | 分隊長以上 | 乙号(団服一式)+白カッターシャツ、ネクタイ、制帽、半長靴、白手袋 | 分団長以上はオレンジネクタイ 分隊長はエンジネクタイ | |
| | 部長以下 | 乙号(団服一式)+活動服上着、制帽、ゴム長靴、軍手 | | |
| 11 夜警 | 分隊長以上 | 乙号(団服一式)+活動服上着、制帽、半長靴 | | |
| | 部長以下 | 乙号(団服一式)+活動服上着、制帽、ゴム長靴 | | |
| 12 出初式 | 分隊長以上 | 甲号、ネクタイ、制帽、半長靴、白手袋 | 分団長以上はオレンジネクタイ 分隊長はエンジネクタイ | |
| | 部長以下 | 乙号(団服一式)+活動服上着、制帽、ゴム長靴、軍手 | | |
| 13 幹部研修 | 分団長以上 | 平服、黒短靴、金色階級プレート | | |
| | 分団長以上 | 無地カッターシャツ、黒色又は紺色のスラックス、黒短靴、金色階級プレート | 6~9月の期間限定 カッターシャツは半袖・長袖可 | |
| 14 通夜、葬儀 | 正副団長 | 甲号、制帽、黒短靴、白手袋 | 飯消連会員及び同居家族が亡くなった場合も同様 | |
| | 分隊長以上 | 甲号、制帽、黒短靴、白手袋 | 現職及び同居家族が亡くなった場合 | |
| | 部長以下 | 乙号(団服一式)、制帽(丸帽)、編上靴 | 現職及び同居家族が亡くなった場合 | |

※現場の状況等により上記内容と異なる場合もあります。

※班長以上は所属団員の安全確保のため、ヘルメット及び革手袋を必ず着用させること。

※分団長及び分隊長は消防車に積んでいるヘルメットや革手袋を着用させるなど、所属団員の安全管理を徹底すること。

※被服等の引継ぎについて

- ・班長以上の服装について、必ず前任の団員から、服等(ヘルメット、ヘッドライト、法被、階級章)の引継ぎをすること。
- ・退団した団員の被服等については、分隊で回収・保管し、適宜必要であれば、分隊内もしくは分団内で調整して、使用すること
- ・昇任に伴う引継ぎ備品等について、分団長用移動系無線機(充電器含む)を必ず引き継ぐこと。